

平成21年8月26日

村上市契約検査室

前払金等の請求確認について

前払金の支払事務を円滑に行うために、事前に前払金等の請求有無について確認を次のとおり行うことにします。

1. 前払金等請求確認書の提出について

前払金が適用になる工事及び建設コンサルタント業務については、入札後に別紙の「前払金等請求確認書」を提出してください。

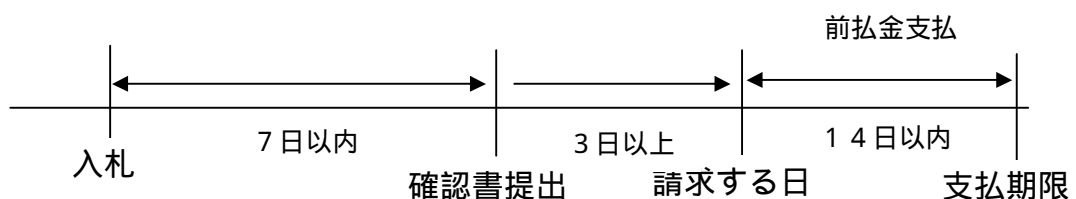
前払金の請求予定が無い請負者も提出すること。

2. 提出方法等について

確認書の提出期限は、入札後7日以内（期間には入札日含まず。入札日の提出も可）です。

確認書の提出先は、工事担当課です。（工事担当課については、入札後に確認してください。）

確認書の提出は、前払金請求する日の3日前までに提出にしてください。



《例》	8/6	入札
	8/7	前払金等請求確認書の提出（8/13までが提出期限）
	8/11	前払金請求する日（請求書の受付）
	8/24	支払期限（請求受付日から14日以内）

3. 適用日について

平成21年9月1日以降の契約から適用します。

4. その他

確認書用紙は村上市ホームページでダウンロードできます。